

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業 特定事業の選定について

富山市(以下「本市」という。)は、令和7年12月25日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第5条第3項の規定により、(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業に関する実施方針を公表した。今般、PFI法第7条の規定により、(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業を特定事業として選定したので、PFI法第11条の規定により、特定事業選定にあたっての客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年1月14日

富山市長 藤井 裕久

1. 事業の概要

(1) 事業名称

(仮称)とやまくすりミュージアム整備・運営事業(以下「本事業」という。)

(2) 事業内容

1) 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、次に掲げるものとする。

(仮称)とやまくすりミュージアム(以下「本施設」という。)

2) 本事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

① 設計業務

ア 事前調査業務

イ 改修及び展示に関する設計業務

ウ 本事業に伴う各種申請等の業務

エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 改修・工事監理業務

ア 建築物及び展示施設に関する改修・施工業務

イ 什器・備品等設置業務

ウ 工事監理業務

エ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 開業準備業務

ア 事前広報業務

イ 開業準備期間中の運営業務

ウ 開館式典等の実施業務

④ 維持管理業務

- ア 建築物及び展示施設に関する保守管理業務
- イ 建築設備等保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 警備保安業務
- カ 修繕業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

⑤ 運営業務

- ア 総合管理業務(案内・利用受付・料金収受等)
- イ 展示事業に関する運営業務
- ウ シアター事業に関する業務
- エ (仮称)とやまくすりミュージアム主催のワークショップ・ミニ企画展等実施業務
- オ 企業出展ブースの企画・運営業務
- カ 薬業関連施設の案内・誘導に関する業務
- キ 薬業関連企業とのタイアップに関する業務
- ク 薬業人材育成に関する業務
- ケ 自主事業
- コ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

3) 自主事業について

事業者は、本施設の集客力や魅力の向上に資する事業として、本施設の一部を有効活用した自主事業を、独立採算事業として、本施設の運営・維持管理に支障のない範囲で実施することができる。

自主事業の実施内容は、事業者の提案によるものとする。事業者は、あらかじめ事業期間全体における自主事業の実施方針を作成し、本市へ提出すること。

(3) 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、事業者と締結する本事業に係る契約(以下「事業契約」という。)に従い、事業者が本施設の設計及び建設(改修)等の業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式(RO: Rehabilitate Operate)により実施する。

(4) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 20 年 3 月 31 日までとする。

(5) 公共施設等の立地条件及び規模

① 事業予定地：富山県富山市牛島町 18 番 7 号

(アーバンプレイス3階及び4階の一部)

② 敷地面積 : 3,497 m² (建築確認申請における敷地面積 12,089 m²)

③ 本施設の専用部の床面積：約 2,200 m²

2. 事業の評価

本市の財政負担見込額に係る定量的評価及び事業リスク等に係る定性的評価を行い、総合的な評価を行った。

(1) 本市の財政負担見込額による定量的評価

1) 本市の財政負担見込額算定の前提条件

本事業を本市が自ら実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担見込額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は本市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

また、本市から事業者へのサービスの対価は、事業者が実施する本施設の設計及び改修等の業務に係るサービスの対価と本施設利用者から得る収入によって回収できない維持管理費及び運営費相当から成る。

表 財政負担見込額算定の前提条件

	本市が自ら実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担の 主な内訳	① 施設整備費用(調査・設計費、改修 工事費、工事監理費、什器・備品整 備費等) ② 維持管理費用 ③ 運営費用(開業前経費を含む) ④ 地方債の償還に要する費用	① サービスの対価(調査・設計費、改 修工事費、工事監理費、什器・備 品整備費、維持管理費、運営費 (開業前経費を含む)等) ② アドバイザー費用 ③ モニタリング費用 ④ 地方債の償還に要する費用 ⑤ 事業者からの税収(市税)を調整
共通事項	① 事業期間： 約 11 年 9 か月 設計及び改修期間： 約 2 年 1 か月 維持管理期間： 約 9 年 8 か月 運営期間： 約 9 年 7 か月 ② 割引率:3.0% ③ インフレ率:考慮しない	
事業収入	利用料金収入を見込む	
資金調達に 関する事項	① 国庫支出金(新しい地方経済・生活 環境創生交付金) ② 地方債(公的資金) 償還期間 20 年(元本据置 3 年) 元利均等償還(年 2 回) 調達金利は、調達実績をもとに近 年の金利動向を勘案して設定 ③ 一般財源	① 国庫支出金 本市が自ら実施する場合と同一 条件 ② 地方債(公的資金) 本市が自ら実施する場合と同一 条件 ③ 一般財源
施設整備に 関する費用	他事例の状況や民間事業者からの参 考見積を精査して設定した施設整備費	民間事業者からの参考見積に加え、 性能発注・包括発注による民間事業 者の業務の効率化及び創意工夫の 発揮による効果を加味して設定した 施設整備費
維持管理及 び運営に関 する費用	他事例の状況や民間事業者からの参 考見積を精査して設定した維持管理及 び運営費	民間事業者からの参考見積に加え、 性能発注・包括発注による民間事業 者の業務の効率化及び創意工夫の 発揮による効果を加味して設定した 維持管理及び運営費

※ 本試算では、自主事業による収入及び費用は加味していない。

※ 事業期間内の公共部門の間接的コスト(庁内の人件費や事務費等)は加味していない。

2) 財政負担見込額の比較

上記前提条件に基づく財政負担見込額について、本市が自ら実施する場合とPFI事業として実施する場合の本市の財政負担見込額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額により比較すると次の表のとおりとなる。

(税抜)

	本市が自ら実施する場合	PFI事業として実施する場合
財政負担見込額(現在価値)	2,376 百万円	2,206 百万円
指数	100.0	92.9

(2) PFI事業として実施することの定性的評価

1) 民間事業者のノウハウを活用したサービスの質の向上

本施設の設計、改修・工事監理、維持管理、運営の各業務について、事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力等が最大限に発揮される。

具体的には、供用開始後の運営方針に即した空間及び展示物等の企画及び整備や、長期的視点に立った事業運営、ノウハウ蓄積により、効果的なサービスの提供が図られ、賑わい・交流の場の創出や教育、文化、健康・福祉のさらなる充実等に繋がることが期待できる。

2) 効率的な設計、改修、維持管理及び運営の実施

本事業では、PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業であることに加え、独立採算型事業として自主事業を実施することにより、本施設のより一層の利用促進や効率的な施設整備、維持管理及び運営業務の実施等の相乗効果が図られることが期待できる。

3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

PFI方式で本事業を実施する場合、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを負担するという考え方に基づき、市と民間事業者で事業リスクを分担することを基本とする。

あらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にし、事業契約に定めることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務の円滑な遂行や安定した施設管理の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

(3) 総合評価

本事業は PFI 事業として実施することにより、本市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた本市の財政負担見込額について、約 7.1%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上も期待することができる。

なお、本市から事業者に移転するリスクの軽減効果については定量化していないが、これを勘案すると、さらなる VFM(Value For Money)の拡大が見込まれる。

以上により、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められることから、PFI 法第7条の規定に基づき特定事業として選定する。